

## 芽室町地域集会施設再整備計画の見直しについて

## 1. 目的

平成 29 年 11 月に策定した芽室町地域集会施設再整備計画（以下「現計画」という。）に基づき平成 30 年度から地域集会施設の再整備を進めています。令和 4 年には、現計画の再整備期間としている平成 30 年度から 9 年間（前期、中期、後期）の折り返し地点を迎えます。また、R3.3.31 現在 8 地区について地域協議をもとに再整備を行ってきており、一定程度のノウハウを蓄積してきています。

上記の状況を踏まえ、これまで整備してきている再整備施設と今後における再整備対象施設において不均衡とならないこと、地域協議における考え方の基準を明確にすることにより今後の地域集会施設再整備を円滑に行うことを目的に現計画の点検・検証を行い、現計画の一部見直しを行おうとするものです。

なお、今後市街地内の地域集会施設の再編・再整備検討を行っていくことを念頭に現計画で想定した地域集会施設の機能について、利用実態の分析を踏まえ検証を行います。

## 2. 検証と結果

## (1) 再整備基本方針

現計画における市街地、農村部の施設の 5 つの機能「①地域活動（コミュニティ）の拠点、②災害時の一時避難場所（駐車場含む）、③子育て世代が集う場所、④高齢者の集う場所、⑤高齢者の健康増進の場所」を再整備の基本方針とすることは地域集会施設の本質であり、今後も継続した考えが必要です。ただし、健康増進においては、実態として高齢者に限定して利用されているものではないため「⑤健康増進の場所」と変更します。

## (2) 再整備の必要性

上記 5 つの機能を発揮するため施設を利用していただくには、現計画は、施設の老朽化による安全・安心な管理対応が急務であることは変わりなく、安全な施設の提供を目的に今後も継続した再整備は必要です。

## (3) 第 5 期総合計画との整合

現計画は第 4 期総合計画期間中の策定であり、R4 年度現在、第 5 期総合計画期間中であり、計画見直しの際には整合は必要です。

## (4) 施設規模基準と地域ごとのニーズ

現計画 3 現状と課題（3）利用内容の現状と課題にあるとおり、建設当時から

の間取りや規模において、現状の利用者ニーズとのミスマッチが生じているとあります。これまでの再整備に係る地域協議により現状ニーズを聞き取ると必ずしも同規模同様の間取りを求めてられているものではなく、間取りの工夫や現況の使い方に合わせた規模設定により、施設全体のコンパクト化と現在ニーズによる上記の5つの機能充足の両立できる規模基準が明らかになってきています。一方で利用形態は各地区で異なるため地域との協議が重要であることは現計画の考え方と異なるものではありません。また、新施設における広域的・効果的な利活用を図るとともに、利用促進に向けた情報発信は必要です。

(5) 建設費の目安

これまで再整備にあたり、事業費・事業期間の圧縮と地域協議内容を満たす施設整備に向けた事業手法を導入してきましたが、資材費や労務費等の高騰により事業費においては上昇傾向にあります。(4)に示したとおり地域ニーズを捉える協議により規模や間取り等を決定していること、建築費が高騰していることから、1施設あたりの均一建設費を一律に設定することは困難であるものの、地域協議における事業規模の目安を明示することは必要です。

(6) 施設跡地の活用

施設を現地建替えとしない場合、再整備前の施設敷地が跡地として残ります。跡地の活用・処分についても明示することは必要です。

3. 見直し方針

(1) 再整備基本方針

これまでの再整備及び今後の再整備において一貫した考えで行うべきであり、現段階で変更すべき事由も発生していないことから変更しません。

(2) 再整備の必要性

これまでの再整備及び今後の再整備において一貫した考えで行うべきであり、現段階で変更すべき事由も発生していないことから変更しません。

(3) 第5期総合計画との整合

第4期総合計画では、現計画を策定する書き込みであったものが、第5期総合計画では、「地域コミュニティや地域活動の再調整を踏まえ、災害に強いまちづくりの視点と地域活動の利便性の向上を目指した地域集会施設再整備計画に基づき、地域との十分な検討を経たうえで、計画的な再整備を進めます。」と位置づけしており、「地域活動の利便性の向上を念頭に地域との十分な検討すること」は現計画か

ら変更し、明確化します。

なお、上位計画の一つである公共施設等総合管理計画の整合に基づくものであること、再整備施設については、実行計画を策定し、実行計画と整合を図る財政計画との関連するものであることについては継続することから変更しません。

(4) 施設規模基準と地域ごとのニーズ

施設規模については、施設利用者にとって利便性に関わるとともに、再整備事業費にも関連します。2(4)の状況を踏まえ、今後の施設再整備においてこれまでの再整備施設との整合性を図るとともに、地域協議における大きな協議事項となることから、根拠として規模基準として明確化します。

公共施設の再整備であることを踏まえ、広域的・効果的な利活用についての対外的な発信を行っていくことを明確化します。

(5) 建設費の目安

事業規模設定においては、建設費(又は改修費)は地域との合意面積に再整備単価(年度により異なる)を乗じて計上していることから、根拠として単価を明確化します。ただし、再整備事業においては、このほか支障物の解体や造成など案件ごとに異なる費用が発生するため、それらの費用については明確化しません。

(7) 施設跡地の活用

施設跡地については、令和3年9月に策定した「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、所在地域の活動の中心として活用されていたことを鑑みて、地域との協議を経てその利活用等方針を決定するため、地域協議を行うことを明確化します。

4. これまでの経過及び今後の展開

令和4年10月 市街地町内会連合会との意見交換

5年 3月 パブリックコメント

市街地町内会連合会との意見交換

4月 成案化

4月以降 市街地町内会(地域集会施設管理運営委員会構成町内会)  
との地域協議